

（総則）

- 第1条 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス（当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記10の2で定める端末設備を契約者（その端末設備が身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その音声利用IP通信網サービスに係る契約を締結している者が指定する者とし、以下同じとします。）へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
- 4 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 5 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語）

- 第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

（契約の単位）

- 第3条 当社は、第1種契約、第2種契約又は第4種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。ただし、ISDN回線対応端末収容装置又は身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用IP通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、その契約者及びその契約者が指定する者が、それぞれ1の本サービスに係る利用契約を締結します。

（利用契約）

- 第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
- 2 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（端末設備の移転）

- 第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。
- ただし、接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）の場所の変更又は利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

（端末設備の利用の一時中断）

- 第6条 当社は、その端末設備に係る第1種契約、第2種契約又は第4種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（譲渡）

- 第7条 当社は、端末設備を提供している第1種又は第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。
- この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

（転用）

- 第7条の2 当社は、端末設備を提供している音声利用IP通信網サービスの転用があった場合は、本サービス（身体障

害者等が利用する宅内機器を除きます。)も転用されることとします。

- 2 当社は、音声利用 I P 通信網サービスの転用があったときは、身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している転用前の利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

(事業者変更)

第7条の3 当社は、端末設備を提供している音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更があった場合は、本サービス(身体障害者等が利用する宅内機器を除きます。)も事業者変更されることとします。

- 2 当社は、音声利用 I P 通信網サービスの事業者変更があったときは、身体障害者等が利用する宅内機器を除き、契約者から当社と締結している事業者変更前の利用契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

(契約者による利用契約の解除)

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条(端末設備の利用停止)の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る第1種契約、第2種契約又は第4種契約について契約の解除(ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置及び身体障害者等が利用する宅内機器については、音声利用 I P 通信網サービスの転用及び事業者変更に伴うものを除きます。)があったときは、その利用契約を解除します。
- 4 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(端末設備の利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

- (1) 第1種契約、第2種契約又は第4種契約において利用停止があったとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。
ただし、その端末設備が身体障害者等が利用する宅内機器に関するものであって、その端末設備に係る音声利用 I P 通信網サービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、この限りではありません。

(端末設備の種類)

第11条 当社は、第2種契約者(メニュー3に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、第1種契約者又は第2種契約者(メニュー1又はメニュー2に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金)の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

- 2 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

第13条 音声利用 I P 通信網サービスに係る接続契約者回線等の終端(回線収容部に収容されるものを除きます。)のある構内(これに準ずる区域を含みます。)又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- 2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

- 第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害(約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。)を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (5) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(端末設備の返還等)

- 第17条 第8条(契約者による利用契約の解除)又は第9条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。
- 2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 機器利用料の適用	<p>ア 第2種サービスに係るルータ機能付IP電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付IP電話対応装置の機器利用料は、利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のIP通信網サービスである場合に限り適用します。</p> <p>ただし、次に掲げる場合に該当するものは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 品目が1Gb/sのものであって無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するもの</p> <p>(イ) 品目が10Gb/sのもの</p> <p>イ 第2種サービスに係る無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置について、契約者からの申出により当社が無線LAN機能を使用しない設定とした場合は、機器利用料から300円(税込価格 330円)を減額して適用します。</p>
(2) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する機器利用料の適用	<p>2(機器利用料)2-1(2)又は2-2(4)に規定する角かっこ内の料金額は、次の者がその宅内機器を利用する場合に限り適用します。</p> <p>ア シルバーホーンに係るもの</p> <p>(ア) 65歳以上のひとり暮らし老人(65歳以上の老人であって、心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。)</p> <p>(イ) 身体障害者</p> <p>イ 通話録音機能付き端末に係るもの</p> <p>契約者が特殊詐欺の被害を防止するために利用するものと当社が認めた者</p>

2 機器利用料

2 - 1 第1種サービスに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
I P 電話対応装置	0円 (税込価格 0円)
備考 第1種サービスの保守の態様による細目がタイプ1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行います。	

(2) 身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
シルバーホン (ひびき)	骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機 1 個ごとに	[680円]
シルバーホン (ふれあい)	重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機 電話機	1 個ごとに [550円] 1,100円
	付加装置 リモートスイッチ	1 装置ごとに [100円] 250円
	呼気スイッチ	1 装置ごとに [200円] 400円
シルバーホン (あんしんS)	緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器 基本装置	1 装置ごとに [180円 (税込価格 198円)] 480円 (税込価格 528円)
	付加機能 リモートスイッチ 有線方式によるもの	1 装置ごとに [50円 (税込価格 55円)] 100円 (税込価格 110円)
	無線方式によるもの	1 装置ごとに [200円 (税込価格 220円)] 400円 (税込価格 440円)
通話録音機能付き端末	その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器 1 個ごとに	[0円 (税込価格 0円)] 500円 (税込価格 550円)

2 - 2 第2種サービスに係るもの

(1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分				料 金 額		
タイプ1に係るもの	ルータ機能付 I P 電話対応装置			450円 (税込価格 495円)		
	同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置			450円 (税込価格 495円)		
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	型	基本装置	750円 (税込価格 825円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
		型	基本装置	300円 (税込価格 330円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
	同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	型	基本装置	750円 (税込価格 825円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
		型	基本装置	300円 (税込価格 330円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置	型	基本装置	750円 (税込価格 825円)			
		増設装置	300円 (税込価格 330円)			
	型	基本装置	300円 (税込価格 330円)			
		増設装置	300円 (税込価格 330円)			
タイプ2に係るもの	ルータ機能付 I P 電話対応装置			450円 (税込価格 495円)		
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置	型	基本装置	750円 (税込価格 825円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
		型	基本装置	300円 (税込価格 330円)		
			増設装置	300円 (税込価格 330円)		
	無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置	下記以外の場合	型	基本装置	750円 (税込価格 825円)	
				増設装置	300円 (税込価格 330円)	
			型	基本装置	300円 (税込価格 330円)	
				増設装置	300円 (税込価格 330円)	
		利用回線に係る I P 通信網サービスがメニュー5の10Gb/s品目のものの場合	型	300円 (税込価格 330円)		
型			300円 (税込価格 330円)			
電池ケース				200円 (税込価格 220円)		
備考						
<p>1 無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置、同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置について、型の場合は、利用回線の電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 - 2 の I P 通信網サービスである場合に限り提供されるもの、型の場合は、メニュー5 - 1 の I P 通信網サービスである場合に限り提供されるものをいいます。</p> <p>2 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 の保守の態様による細目のタイプ1 - 1 に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>3 利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 の保守の態様による細目のタイプ1 - 2 に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前7時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>4 当社は、同時通信機能対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、第2種契約者が番号情報送出機能、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。</p> <p>5 当社は、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置、同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとしします。）を提供します。</p> <p>5の2 契約者は、無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置、同時通信機能・無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置又は無線 L A N 内蔵型ルータ機能付 I P 電話対応装置を利用する場合、あらかじめ当社に無線 L A N 機能の使用有無を申し出てください。</p> <p>6 備考5の2に規定する無線 L A N 機能を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとしします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。</p> <p>7 当社は、電池ケースについては、第2種契約者が直流電源対応装置を利用する場合に限り提供します。</p>						

(2) (4)以外のものであってメニュー2に係るもの

1装置ごとに月額

区 分			料 金 額	
タイプ1に係るもの	I P電話対応装置	型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
タイプ2に係るもの	I P電話対応装置	型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
備考				
<p>1 利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1-1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1-2に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前7時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>3 I P電話対応装置について、型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が1装置ごとに4まで のもの、型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が1装置ごとに8までのものをいいます。</p>				

(3) (4)以外のものであってメニュー3に係るもの

1装置ごとに月額

区 分			料 金 額
I P電話対応装置	型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
	型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
集線機能付き I P電話対応装置	型	アナログインターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
	型	アナログインターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
		ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	1,500円 (税込価格 1,650円)
複数 I P電話対応装置集線装置			5,400円 (税込価格 5,940円)
複数 I P電話対応装置集線装置			1,000円 (税込価格 1,100円)
備考			
<p>1 利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1-1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5の保守の態様による細目のタイプ1-2に係るものである場合、当社はその利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前7時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>3 I P電話対応装置又は集線機能付き I P電話対応装置について、型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに4までのもの、型のもは、アナログ又はISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに8までのもの、型のもは、ISDN (PRI) インターフェースを有するものであって、ISDN (PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに23までのものをいいます。</p> <p>4 集線機能付き I P電話対応装置について、他の I P電話対応装置又は集線機能付き I P電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします。</p>			

(4) メニュー 1、メニュー 2 又はメニュー 3 に係るものであって、身体障害者等が利用する宅内機器に関するもの

区 分		単 位	料金額 (月額)		
シルバーホン (ひびき)	骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機	1 個ごとに	[680円]		
シルバーホン (ふれあい)	重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機	電話機	1 個ごとに [550円] 1,100円		
		付加装置	リモートスイッチ	1 装置ごとに [100円] 250円	
			呼気スイッチ	1 装置ごとに [200円] 400円	
シルバーホン (あんしん S)	緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器	基本装置	1 装置ごとに [180円 (税込価格 198円)] 480円 (税込価格 528円)		
		付加機能	リモートスイッチ	有線方式によるもの	1 装置ごとに [50円 (税込価格 55円)] 100円 (税込価格 110円)
			無線方式によるもの	1 装置ごとに [200円 (税込価格 220円)] 400円 (税込価格 440円)	
通話録音機能付き端末	その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器	1 個ごとに	[0円 (税込価格 0円)] 500円 (税込価格 550円)		
備考	メニュー 1 に係るものに限り提供します。				

備考 シルバーホンについて、当社は、東日本大震災に伴い設置される応急仮設住宅向けの音声利用 IP 通信網サービスの契約者については、これらの機器を提供しません。

2 - 3 第 4 種サービスに係るもの

区 分		1 装置ごとに月額	料 金 額	
IP 電話対応装置	型		-	
集線機能付 IP 電話対応装置	型	- 2 型	アナログインターフェースを有するもの	-
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	-
	型	- 2 型	アナログインターフェースを有するもの	-
			ISDN (BRI) インターフェースを有するもの	-
	型	- 2 型		-
	- 3 型		-	
複数 IP 電話対応装置集線装置			-	
備考				
<p>1 IP 電話対応装置又は集線機能付き IP 電話対応装置について、型 のものは、アナログ又は ISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が 1 装置ごとに 4 までのもの、型 のものは、アナログ又は ISDN (BRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が 1 装置ごとに 8 までのもの、型 のものは ISDN (PRI) インターフェースを有するものであって、ISDN (PRI) インターフェースにおいて同時に通信可能なチャンネルの数が 1 装置ごとに 23 までのものをいいます。</p> <p>2 集線機能付 IP 電話対応装置について、- 2 型、- 2 型及び - 3 型 のものは過電圧対応機能を具備したもの、- 2 型 のものは - 3 型 以外のものをいいます。</p> <p>3 集線機能付き IP 電話対応装置又は複数 IP 電話対応集線装置について、他の IP 電話対応装置又は集線機能付き IP 電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャンネル数は、当社が別に定める数までとします。</p>				

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費の適用	<p>ア 2（工事費の額）に規定する角かっこ内の工事費の額は、次の者が利用するシルバーホン（ひびき）、シルバーホン（ふれあい）及びシルバーホン（あんしんS）に関する工事（以下この欄において「身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事」といいます。）の場合に限り、適用します。</p> <p>（ア） 65歳以上のひとり暮らし老人（65歳以上の老人であって心身障害者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする者を含みます。）</p> <p>（イ） 身体障害者</p> <p>イ 身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事と他の工事（交換機等工事のみの工事を除きます。）を同時に施工するときは、それらの工事を身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事以外の1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>
(5) 機器工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約（メニュー1に係るものに限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事</p> <p>イ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約（メニュー2に係るものに限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る端末設備の設置に関する工事（ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに関し限り適用します（その申込と同時にその他の第4種契約（メニュー2に係るものに限り、）の申込みがあった場合は、その申込みについても適用します。））</p>
(6) その他工事費の適用	割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事費

区 分				単 位	工事費の額	
基本工事費				1の工事ごとに 基本額 加算額	[2,000円 (税込価格 2,200円)] 4,500円 (税込価格 4,950円) 3,500円 (税込価格 3,850円)	
機器工 事費	ア イ～オ以外 のもの	(ア) (イ)及び(ウ)以外 の場合		1装置ごとに	別に算定する実費	
		(イ) 第1種サービスに おけるメニュー1又は 第2種サービスにおけ るメニュー1若しくは メニュー2に関する端 末設備の設置に係る工 事の場合		1装置ごとに	1,500円 (税込価格 1,650円)	
		(ウ) 第1種サービスに おけるメニュー1又は 第2種サービスにおけ るメニュー1若しくは メニュー2に関する端 末設備の設定に係る工 事の場合		1装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	イ 電話機		1個ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,200円 (税込価格 1,320円)		
	ウ シルバーホン(ふれあい)の付加装置		1装置ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,100円 (税込価格 1,210円)		
	エ シルバーホ ン(あんしん)	基本装置		1装置ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,200円 (税込価格 1,320円)	
		付加 装置	リモ ート スイ ッチ	有線方式に よるもの	1装置ごとに	[500円 (税込価格 550円)] 1,100円 (税込価格 1,210円)
				無線方式に よるもの	1装置ごとに	[400円 (税込価格 440円)] 800円 (税込価格 880円)
	オ 通話録音機能付き端末		1個ごとに	500円 (税込価格 550円)		

附 則（平成16年東経企営第04 - 125号）

（実施期日）

1 本規約は平成16年9月1日から実施します。

2 削除

附 則（平成17年1月28日東経企営第04 - 300号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成17年3月29日東経企営第04 - 384号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年5月18日東経企営第05 - 40号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 東経企営第04-125号（平成16年8月31日）の附則第2項及び東経企営第04 - 300号（平成17年1月28日）の附則第3項を削除します。

附 則（平成17年10月31日東経企営第05 - 173号）

この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

ただし、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の増設装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則（平成17年11月29日東経企営第05 - 187号）

この改正規定は、平成17年11月30日から実施します。

附 則（平成18年3月7日東経企営第05 - 239号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年3月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている第1種契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている第1種契約とみなして取り扱います。

I P電話対応装置（ISDNインターフェースを有するもの）	I P電話対応装置（ISDN（BRI）インターフェースを有するもの）
-------------------------------	------------------------------------

附 則（平成18年3月30日東経企営第05 - 259号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置は、この改正規定実施の日において、改正前の規定による1の基本装置につき、改正後の規定による1の基本装置及び1の増設装置を提供されているものとみなします。

附 則（平成18年4月27日東経企営第06 - 25号）

この改正規定は、平成18年5月8日から実施します。

附 則（平成18年9月29日東経企営第06 - 129号）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年11月30日東経企営第06 - 169号）

この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

附 則（平成19年9月20日東経企営第07 - 106号）

この改正規定は、平成19年9月21日から実施します。

附 則（平成20年3月28日東経企管第07 - 211号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている利用契約については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている利用契約とみなして取り扱います。

第2種サービスに係る端末設備	第2種サービスのタイプ1に係る端末設備
----------------	---------------------

附 則（平成21年1月27日東経企管第08 - 183号）

この改正規定は、平成21年1月30日から実施します。

附 則（平成21年6月11日東経企管第09 - 37号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年6月12日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の端末設備については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備とみなして取り扱い、料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

第1種サービスに係るIP電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの	第1種サービスに係る着信方式限定型IP電話対応装置のうちアナログインターフェースを有するもの
第1種サービスに係るIP電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの	第1種サービスに係る着信方式限定型IP電話対応装置のうちISDN（BRI）インターフェースを有するもの

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年3月26日東経企管第09 - 168号）

この改正規定は、平成22年3月30日から実施します。

附 則（平成22年5月31日東経企管第10 - 35号）

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則（平成23年6月28日東経企管第11 - 63号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

IP電話対応装置（ISDN（PRI）インターフェースを有するもの）	集線機能付きIP電話対応装置（ISDN（PRI）インターフェースを有するもの）
複数IP電話対応装置集線装置の型	複数IP電話対応装置集線装置
複数IP電話対応装置集線装置の型	集線機能付きIP電話対応装置（ISDN（PRI）インターフェースを有するもの）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年7月30日東経企管第12 - 77号）

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

附 則（平成24年8月30日東経企管第12 - 88号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年2月26日東経企管第12 - 176号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年2月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

集線機能付きIP電話対応装置（ISDN（PRI）インターフェースを有するもの）	集線機能付きIP電話対応装置（ - 1型）
---	-----------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

お従前のとおりとします。

附 則（平成25年4月26日東経企営第13 - 14号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年7月1日東経企営第13 - 44号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年1月24日東経企営第13 - 143号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年6月30日東経企営第14 - 47号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年11月28日東経企営第14 - 133号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成27年1月28日東経企営第14 - 166号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則（平成27年1月28日東経企営第14 - 167号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成27年1月31日までに請求があった工事に係る工事費の適用については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年1月28日東経企営第14 - 168号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間に端末設備貸出サービスに係る契約者（平成26年11月30日までに、その利用回線に係る電気通信サービスにおいて、IP通信網サービス約款に規定するメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供した者に限ります。）から、その利用回線に係る端末設備（IP通信網サービス約款に規定するメニュー5の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）の廃止の請求（品目等の変更又は移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年9月30日までにその利用回線に係る端末設備の廃止に関する工事があった場合は、その利用回線に係る端末設備の廃止と同時に行う工事に係る機器工事費について、料金表第2表の2に規定する額に代えて、0円を適用します。

附 則（平成27年7月27日東経企営第15 - 86号）

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附 則（平成28年3月29日東経企営第15 - 248号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

（サービスの終了）

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第1種サービスを終了することとします。ただし、当社が別に定める第1種契約者については、平成28年4月11日に、改正前の規定により提供している第1種サービスを終了することとします。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 東経企営第13 - 14号(平成25年4月26日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(令和元年6月28日東経企営第19 - 71号)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則(令和元年10月1日東経企営第19 - 81号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和2年2月14日東経企営第19 - 213号)

この改正規定は、令和2年2月20日から実施します。

附 則(令和2年3月13日東経企営第19 - 233号)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則(令和3年10月8日東経企営第21 - 116号)

この改正規定は、令和3年10月11日から実施します。

附 則(令和5年3月10日東経企営第22 - 185号)

この改正規定は、令和5年3月13日から実施します。

附 則(令和5年3月30日東経企営第22 - 207号)

この改正規定は、令和5年3月31日から実施します。

附 則(令和5年4月28日東経営第000200000021号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(期間を限定した通話録音機能付き端末の工事に関する費用の割引)

- 3 令和5年5月1日から令和5年10月31日までの間に本規約に基づき通話録音機能付き端末を利用する契約の申込者(特殊詐欺の被害を防止するためにその端末設備を利用するものと当社が認めた者に限ります。)から申出があり、当社が承諾した場合は、その端末設備の設置に関する基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び機器工事費について、第2表(工事に関する費用)2(工事費の額)に規定する額に代えて、0円を適用します。

- 4 3に規定する申出期間中であっても、この期間を限定した工事に関する費用の割引の適用数が5,000契約(当社が別に定める方法によります。)に達した場合はその申出の受付を終了します。この場合において、当社は受付を終了したことを当社のホームページにおいて掲示します。

附 則(令和5年5月29日東経営第000200000040号)

この改正規定は、令和5年5月31日から実施します。